(目的)

第1条 この要綱は、市がクラウドファンディング(特定の事業を実施するために必要な経費をインターネット等を通じて広く不特定多数の者から集める資金調達の仕組みをいう。以下同じ。)による寄附金を活用し、快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人をいう。以下同じ。)その他の営利を目的としない市民活動団体(以下「NPO等」という。)に対する活動費等の支援を行うことにより、行政と市民との協働に資することを目的とする。

(支援の対象)

- 第2条 支援の対象は、次の各号のいずれにも該当するNPO等とする。
  - (1) 次に掲げる団体としての要件のいずれにも該当すること。
    - ア 市内に事務所を有し、かつ、総会、理事会等により団体の意思決定を行っていること。
    - イ 法人格の有無にかかわらず、定款又は団体の規約を備えていること。
    - ウ 過去3年分(団体の設立の日から3年を経過していない場合は、 当該設立の日以降分)の団体の事業活動、決算、財務等の情報を 開示していること。
    - エ 10人以上の構成員で組織される団体であること。
    - オ 団体の設立時に国、地方公共団体等の公的機関による出資等を受けていないこと。
    - カ 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動その他の社会貢献活動を 行う営利を目的としない市民活動団体であること。
    - キ 特定非営利活動法人である場合は、特定非営利活動促進法第29

条の規定により事業報告書等を所轄庁に提出していること。

- ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下 同じ。)ではないこと。
- ケ構成員が次のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (ウ) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者 に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している と認められる者
  - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与すること等により、直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、 又は関与していると認められる者
  - (ホ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらそれらを利用していると認められる者
- コ ケに掲げる者が、その活動に実質的に関与している団体ではない こと。
- サ 団体が活動を行う目的が次のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する ことを主たる目的とするもの
  - (4) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はそれに反対する ことを主たる目的とするもの
  - (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条 に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者にな

ろうとする者を含む。)、公職にある者若しくは政党を推薦し、 若しくは支持し、又はそれらに反対することを目的とするもの

- (2) 次に掲げる活動内容による要件のいずれにも該当すること。
  - ア市の施策と整合する公益性の高い活動を行っていること。
  - イ 市内において計画的かつ継続的な活動を行っており、1年以上の 継続的な活動実績があること。
  - ウ 市内に居住して活動を行う構成員が1人以上いること。
  - エ 法令に違反し、又は公序良俗に反する活動を行っていないこと。 (支援の方法等)
- 第3条 NPO等に対する活動費等の支援(以下単に「支援」という。) は、支援を申し込むNPO等に対し、クラウドファンディングにより市が受領した当該NPO等が実施する活動に対する寄附金を越谷市クラウドファンディングによるNPO等支援事業交付金(以下「支援事業交付金」という。)として交付することにより行うものとする。
- 2 交付される支援事業交付金の使途は、次の各号に掲げる要件のいずれ にも該当するものでなければならない。
  - (1) 市内において公益的な事業を行うために必要な経費であること。
  - (2) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動その他の社会貢献活動を行うために必要な経費であること。
  - (3) 団体の構成員のみを対象とする事業のための経費ではないこと。
  - (4) 前条第1号サに掲げる目的による活動のための経費ではないこと。 (支援対象団体の指定)
- 第4条 支援の活用による資金の調達及び当該資金による活動を行おうと するNPO等は、市長に対し、支援を活用した活動の内容についての事 前相談を行うものとする。
- 2 前項の事前相談の結果、支援を申し込むこととなったNPO等は、越 谷市クラウドファンディングによるNPO等支援事業支援申込書(第1

- 号様式)に、団体の活動状況(第2号様式)、誓約書(第3号様式)、個人情報の管理体制(第4号様式)、団体役員名簿及び団体構成員名簿並びに活動に関する資料を添付して市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申込書等の提出がなされたNPO等について、当該NPO等の活動内容等により、第2条及び前条第2項に規定する要件についての審査を行うものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、当該要件についての審査に必要な範囲内において関係機関の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、前項の審査により、第2項の規定による申込書等の提出がなされたNPO等が第2条及び前条第2項に規定する要件を満たしていることを確認したときは、当該NPO等を支援の対象とする団体として指定し、越谷市クラウドファンディングによるNPO等支援事業団体指定通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 5 前項の規定による指定の期間は、当該指定の日から当該指定の日が属 する年度の末日までの期間とする。

(寄附の募集)

- 第5条 前条第4項の規定により支援の対象とする団体として指定された NPO等(以下「被支援NPO等」という。)は、市が指定するクラウドファンディングのポータルサイト運営者(以下「サイト運営者」という。)と募集の時期及び方法、周知の方法、目標金額その他のクラウドファンディングにより寄附を募集するに当たり必要な事項についての協議を行うものとする。
- 2 被支援NPO等は、前項の規定によりサイト運営者と協議を行ったときは、速やかに、越谷市クラウドファンディングによるNPO等支援事業協議結果報告書(第6号様式)により、当該協議の結果を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議結果の報告後において、サイト運営者

と寄附募集に係る必要な調整を行い、被支援NPO等に係るクラウドファンディングによる寄附募集を実施するものとする。この場合において、市は、ホームページその他の情報媒体により、当該クラウドファンディングによる寄附募集に関する周知を行うものとする。

- 4 クラウドファンディングによる寄附募集の実施期間は、寄附募集の開始日から3月を超えない範囲内において被支援NPO等がサイト運営者との協議により定める期間とする。
- 5 市長は、第3項の規定によるサイト運営者との寄附募集に係る調整の結果、クラウドファンディングによる寄附募集の対象となる被支援NP O等の活動の内容について、第3条第2項に規定する要件を満たしていないこと、前条第2項の規定により提出された申込書等の記載事項に虚偽があること等の支援の対象とすることが適当でない事由があると認めるときは、同条第4項の規定による指定を取り消し、当該被支援NPO 等の活動に係るクラウドファンディングによる寄附募集を実施しないこととする。

(寄附の申込み等)

- 第6条 クラウドファンディングによる被支援NPO等の活動に係る寄附 は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
  - (1) 市が指定するクラウドファンディングのポータルサイトを通じてクレジットカード払い等の決済手段による寄附を申し込む方法
  - (2) 越谷市クラウドファンディングによるNPO等支援事業寄附申込書 (第7号様式)を市長に提出して銀行振込等による寄附を申し込む 方法
- 2 前項の規定による被支援NPO等の活動に係る寄附については、越谷 市ふるさと納税謝礼品贈呈事業実施要綱(平成27年告示第112号) に基づく謝礼品贈呈の対象としない。
- 3 市長は、第1項の規定による被支援NPO等の活動に係る寄附を受領

した場合において、寄附者が同意したときは、当該被支援NPO等に寄 附者の情報を提供するものとし、当該被支援NPO等は、当該寄附者に 対してお礼状を送付するものとする。

(予算措置)

- 第7条 前条第1項の規定による寄附として受領した寄附金は、第5条第 4項の規定による期間の満了後に市の歳入予算として計上するものとす る。
- 2 前項の規定により予算計上した寄附金は、第9条の規定により被支援 NPO等に対して支援事業交付金として交付するまでの間は、越谷しら こばと基金条例(平成元年条例第17号)により設置する越谷しらこば と基金に積み立てるものとする。

(支援の辞退)

第8条 被支援NPO等は、越谷市クラウドファンディングによるNPO 等支援事業支援辞退届(第8号様式)を市長に提出することにより、支 援を辞退することができる。この場合において、市長は、当該被支援N PO等の活動に係る寄附として受領した寄附金を越谷しらこばと基金条 例第4条第1項第1号に掲げる事業に係る寄附金に振り替えるものとす る。

(支援事業交付金の交付)

- 第9条 第7条第2項の規定により越谷しらこばと基金に積み立てた寄附金のうち、当該寄附金の額の100分の90に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額とする。)を支援事業交付金として被支援NPO等に交付し、当該寄附金の額の100分の10に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を越谷市クラウドファンディングによるNPO等支援事業に係る事業費に充てるものとする。
- 2 支援事業交付金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に

関する規則(平成8年規則第31号。以下「規則」という。)に定める もののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援事業交付金の交付申請)

- 第10条 支援事業交付金の交付を受けようとする被支援NPO等は、交付時期等についての市長との事前協議を行った上、交付申請を行うものとする。
- 2 規則第5条第1項の申請書の様式は、第9号様式のとおりとする。
- 3 規則第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを 要しない。
- 4 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、 添付を要しない。
- 5 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項は、交付金活用計画及び収支予算とする。

(支援事業交付金の交付決定等)

- 第11条 市長は、被支援NPO等から前条第1項の交付申請があったときは、支援事業交付金の交付を決定し、規則第18条ただし書の規定により、前金払により支援事業交付金を交付する。
- 2 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第10号様式のとおりとする。
- 3 規則第18条第2項の請求書の様式は、第11号様式のとおりとする。 (関係書類の整備等)
- 第12条 前条第1項の規定により支援事業交付金の交付を受けた被支援 NPO等(以下「交付対象NPO等」という。)は、当該支援事業交付 金により行う活動に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に 整備し、かつ、それらの書類等を支援事業交付金の交付を受けた日の属 する会計年度から5年間保存しておかなければならない。
- 2 交付対象NPO等は、インターネット、ソーシャルネットワークサー

ビス等を活用し、支援事業交付金の活用実績を積極的に公表しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第12号様式のとおり とし、支援事業交付金による活動の完了後、速やかに提出するものとす る。ただし、年度を超えることはできないものとする。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 団体決算書又は事業収支決算書
  - (2) 写真、チラシ等の活動内容に関する書類 (支援事業交付金交付決定の取消し等)
- 第14条 市長は、交付対象NPO等が次の各号のいずれかに該当すると きは、支援事業交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は 変更することができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により支援事業交付金の交付を受けたとき。
  - (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 支援事業交付金を他の用途に使用したとき。
  - (4) 支援事業交付金の交付決定後に生じた事情の変更等により、第2条 又は第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
  - (5) その他支援事業交付金を交付することが適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により支援事業交付金の交付決定の全部若しくは 一部を取り消し、又は変更したときは、越谷市クラウドファンディング によるNPO等支援事業交付金交付決定取消・変更通知書(第13号様 式)により、交付対象NPO等に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付対象NPO等に対する支援事業交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更した場合において、当該取消又は変更に係る部分に関し、すでに当該交付対象NPO等

に対する支援事業交付金が交付されているときは、当該支援事業交付金 の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(返還された支援事業交付金の取扱い)

第15条 市長は、前条第3項の規定により返還された支援事業交付金については、越谷しらこばと基金条例第4条第1項第1号に掲げる事業に係る寄附金に振り替えるものとする。

(状況報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、支援事業交付金の使途等 に関し、交付対象NPO等に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、クラウドファンディングによる NPO等支援事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。